

(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 (新旧対照表))

改正後	現行
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続 (第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-4 諸手続 (第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-4-4 金融商品取引責任準備金</p> <p>金商法第 46 条の 5 第 2 項に規定する「<u>有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てる場合</u>」に該当するものとして金融商品取引責任準備金の取崩しを行う場合は、次の要件を満たす場合に限り取崩しをすることができると留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 金融商品取引業者の役員又は使用人による違法又は不当行為等の事実が認められること。</li><li>② 取崩し額が、損失の補填に必要な額に応じた適正な額であること。</li></ol>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続 (第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-4 諸手続 (第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-4-4 金融商品取引責任準備金</p> <p>金商法第 46 条の 5 に規定する金融商品取引責任準備金は、次の要件を満たす場合に限り取崩しをすることができることに留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 金融商品取引業者の役員又は使用人による違法又は不当行為等の事実が認められること。</li><li>② 取崩し額が、損失の補填に必要な額に応じた適正な額であること。</li></ol>